

## 東京都住宅基本条例（抜粋）

平成18年12月22日

条例第165号

### （東京都住宅政策審議会）

- 第20条** 第17条第4項の規定によりその権限に属させられた事項及び知事の諮問に応じ都における住宅政策に関する重要事項を調査審議させるため、東京都住宅政策審議会（以下「審議会」という。）を置く。
- 2 審議会は、前項の重要事項について知事に建議することができる。

### （審議会の組織）

- 第21条** 審議会は、次に掲げる者につき、知事が任命する委員30人以内をもって組織する。
- 一 学識経験を有する者 20人以内
  - 二 東京都議会議員 7人以内
  - 三 区市町村の長の代表 3人以内
- 2 前項第一号の委員には、住宅及び住環境の整備に関する分野のほか、都市計画、社会福祉、消費者保護その他の住宅に関連する分野の学識経験を有する者を含むものとする。
- 3 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 審議会は、特定の事項を調査審議するため必要があると認めるときは、部会を置くとともに、関係者から意見又は説明を聴くことができる。
- 5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。